

農業委員会の掲示板

農地の賃借料情報の提供について

農業委員会では、平成21年以降、標準小作料に代わる農地の賃借料情報を毎年提供しています。

この情報は、平成30年1月から平成30年12月までの集計値となっています。

実際の賃借契約の際は、貸し手と借り手で十分に協議のうえ契約を締結してください。

なお、農地の貸し借りには、農業委員会等における手続きが必要となりますので、御注意ください。

(金額は10a当り)

地 域 区 分			利 用 目 的		
			水稻	野菜・果樹	たけのこ
市 街 化 区 域		平均額	－	－	－
		最低額～最高額	－	－	－
		筆数	－	－	－
市街化調整区域 及び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域除く	平均額	¥10,900	¥15,800	¥6,300
		最低額～最高額	¥4,700～¥18,800	¥5,900～¥30,000	¥4,900～¥13,800
		筆数	40筆	102筆	7筆
	中山間 地域	平均額	¥5,100	¥9,600	－
		最低額～最高額	¥4,800～¥7,500	¥7,200～¥11,900	－
		筆数	51筆	5筆	－
京 北 地 域		平均額	¥6,100	－	－
		最低額～最高額	¥4,800～¥7,700	－	－
		筆数	5筆	－	－

※中山間地域：北区（大宮の一部（氷室）・小野郷・中川・雲ヶ畑）、左京区（大原の一部（百井）・花脊・広河原・久多）
右京区（嵯峨北部）、西京区（大原野の一部（小塩・石作・外畑・出灰）、伏見区（醍醐の一部（陀羅谷））

※標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±（平均値×70％）を超えるものを除いています。また、筆数が4筆以下の場合は一と表示しています。
<参考>

平成30年1月から平成30年12月までに締結された農地の賃借は合計634筆で、その内訳は、賃貸借が233筆、使用貸借（無償）が401筆です。

編集後記



農業委員になり、編集部で9年間お世話になりました。たくさんの方を取材させていただき、農業に対する真摯な思いや情熱を聞かせていただきました。

皆さまに心よく御協力して頂き、感謝しています。ありがとうございました。

（編集委員長 小島喬子）



藤田親正委員



溝川佳子委員

小島喬子委員長

明田肇委員

農地ことは
農業委員会へ！

所在地：京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522 本能寺文化会館 2 階

TEL：075（212）9050、FAX：075（212）9084

京北窓口 / 所在地：京都市右京区京北周山町上寺田 1-1 京北合同庁舎 1 階

TEL：075（852）1825、FAX：075（852）1827

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！



京都市 第44号 農委だより

市民版



がんばっている農業者

やまもと つねかず てつろう
下鳥羽 山本 常和さん、哲郎さん

左から山本哲郎さん、桔市君、美保さん、
呉大君、常和さん、紀美子さん
（後列）藤田親正委員、小島喬子委員

地域の農業と
日本の食を
守りたい。

伏見区下鳥羽で代々農業をされている山本哲郎さんは、父の常和さん、母の紀美子さん、そして妻の美保さんと一緒に御家族で、主に九条ネギを栽培されています。

哲郎さんは、大学を卒業後、アメリカへ2年間農業研修に行かれました。現地では、きめ細やかな日本の農業とは異なるものの、大規模な循環型の農業の仕組みがわかり大変勉強になったそうです。

帰国後は、その経験を活かし、ハウス施設でのトマト栽培も始められました。アミノ酸を豊富に含むかつおエキスの有機肥料等の研究を重ね、味の良いトマトを作っておられます。

現在は1200株を栽培されていますが、将来はもっと増やしていきたいそうです。

（取材委員 小島喬子）



もくじ

- * がんばっている農業者（山本常和さん、山本哲郎さん 伏見区下鳥羽）…………… 1
- * 農業の6次産業化（「おくだばらえん」奥田容彦さん 伏見区深草）…………… 2
- * 農業委員会の掲示板（権限移譲、相続の届出）…………… 3
- * 農業委員会の掲示板（賃借料情報）、編集後記…………… 4

素敵な夢がいっぱいの工房を訪問しました。



2月14日のバレンタインデーに伏見区深草の「おくだばらえん」(奥田容彦)さんを訪ねました。バラの温室は、収穫が終了したところでしたので、残念ながらバラの花を見ることはできませんでしたが、ストーブのある温かい工房(容彦さん曰く「遊び場」)でお話を伺いました。

奥田家は元々瓦職人だったそうですが、おじい様が花の栽培を始められ、お父様がバラの栽培に取り組み始められたそうです。三代目の容彦さんはアメリカでの研修を終えられた1986年から、バラ三昧の日々を送っておられます。アメリカでの経験から「農業を使わないバラづくり」に取り組み、容彦さんのバラだからこその「食べられるバラ」「体に使えるバラ」など加工にも力を入れてこられました。当日、頂いたバラジャムのお茶は、香しく心もホットになりました。

また、容彦さんは化粧水やハンドクリームなども試作しておられ、物づくりについてニコニコと楽しそうにお話していただきました。工房は、ドライフラワーやリース、花束なども所狭しと並べられ、何度も訪れたい!と思わせる素敵な場所でした。(取材委員 溝川佳子)



まるで、実験室!
化粧水を作っている
ところです。

春には、きれいな
バラが満開に



アクセサリーも作っておられます。



次の出番を待つドライフラワーたち

バラの栽培や加工を学べる講座を開講中。病害虫に強いバラ作りやクラフト、料理などを楽しく学べるそうです。

お問い合わせは

おくだばらえん(奥田容彦)
okudabaraen@dc4.so-net.ne.jp

農業委員会の掲示板

農地転用許可等の権限が、京都府から京都市に移ります

平成31年4月から、農地転用許可等は京都市が処分を行うこととなります。この権限移譲により、農地転用許可申請の手続きが、従来から大きく変更になることはありません。申請窓口も、今までどおり農業委員会で変わりません。なお、京都市に移る主な権限は、以下の表のとおりです。農業委員会といたしましても、京都市との連携を密にし、適切に農地行政を進めてまいります。

●農地法

第4条(農地転用許可)

第5条(所有権移転を伴う農地転用許可)

第51条(違反転用に対する処分)

●農振法(農業振興地域の整備に関する法律)

第15条の2(農用地区域内の開発行為の許可)

第15条の3(農用地区域内の開発行為に対する監督処分)

第15条の4(農用地区域以外の農業振興地域における開発行為に対し勧告を行う権限)

「農地」を相続したら…? 農業委員会にお届けが必要です。

農地を相続で取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要になります。

また、耕作権を相続された場合にも、同様に届出が必要になります。

最近では、農業経験が無く遠方にお住いの方が、相続されるケースも増えてきていますが、農地取得後は雑草繁茂等により、周辺の農地等に迷惑をかけないように、しっかりと管理してください。

なお、御自身で管理することが難しい場合には貸し付ける制度もありますので、お気軽に御相談ください。

御不明な点は、農業委員会(TEL:075-212-9050)にお問い合わせください。

